

# 福岡県公報

平成17年4月8日  
第2373号

## 目次

### 告示(第761号-第783号)

○漁業法に基づく第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則 の変更の認可	(水産振興課)	1
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○基本測量の終了	(土木管理課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○救急病院の認定	(医療指導課)	3
○農用地土壌汚染対策計画の概要	(農業技術課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○換地を定めない土地の指定の取消し	(農地計画課)	6
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7

○土地改良区の換地計画の適否決定	(農地計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
<b>監査委員</b>		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	8
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	10
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	12
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	14
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	18
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	21
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課・第二課)	42

### 正誤

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出(平成17年3月福岡県告示第541号) 中正誤	46
--	----

## 告示

### 福岡県告示第761号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 規則の名称  
下筑後川、三又青木、大川、大野島、川口、上新田、久間田、沖端、浜武、佐賀県筑後川、千代田町、諸富町、早津江、大詫間及び南川副漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
- 2 漁業権者の名称及び住所  
下筑後川漁業協同組合

福岡県久留米市安武町武島1750番地の1  
 三又青木漁業協同組合  
 福岡県大川市大字鐘ヶ江416番地  
 大川漁業協同組合  
 福岡県大川市大字小保968番地の39  
 大野島漁業協同組合  
 福岡県大川市大字大野島2864番地の1  
 川口漁業協同組合  
 福岡県大川市大字新田1317番地の2  
 上新田漁業協同組合  
 福岡県大川市大字新田1096番地の11  
 久間田漁業協同組合  
 福岡県柳川市七ツ家127番地  
 沖端漁業協同組合  
 福岡県柳川市矢留本町1番地、2番地  
 浜武漁業協同組合  
 福岡県柳川市南浜武623番地の2  
 佐賀県筑後川漁業協同組合  
 佐賀県三養基郡みやき町大字江口1342番地の3  
 千代田町漁業協同組合  
 佐賀県神埼郡千代田町大字崎村1735番地  
 諸富町漁業協同組合  
 佐賀県佐賀郡諸富町大字寺井津146番地の2  
 早津江漁業協同組合  
 佐賀県佐賀郡川副町大字早津江373番地の1  
 大詫間漁業協同組合  
 佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間170番地の1  
 南川副漁業協同組合  
 佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道1757番地の3

- 3 漁業権の免許番号  
内共第3号
- 4 変更の内容  
(1) 久間田漁業協同組合の名称を柳川漁業協同組合に改めること。  
(2) 久間田漁業協同組合の住所を福岡県柳川市吉富町219番地の1に改めること。
- 5 変更後の遊漁規則の施行日  
平成17年4月1日

**福岡県告示第762号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行なった者の名称	調査を行なった期間	成果の名称	調査を行なった地域	認証年月日
行橋市	平成15年度から平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	東大橋一丁目・二丁目	平成17年3月24日

**福岡県告示第763号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（路線測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

前原市大字泊地区

平成17年3月24日から  
平成17年4月30日まで**福岡県告示第764号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

基本測量（土地条件調査）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町	平成17年3月18日

**福岡県告示第765号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福間南1丁目1053番1及び1053番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市福間南2丁目13番3号

山本 和子

**福岡県告示第766号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市紫7丁目303番1、303番7から303番9まで及び304番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市二日市南3丁目11番5号

山内 正守

**福岡県告示第767号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
成田整形外科病院	福岡市博多区住吉4-30-42	平成17年3月16日から 平成19年7月31日まで

**福岡県告示第768号**

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第5条第1項の規定に基づき、大牟田地域（昭和開西部地区）に係る農用地土壌汚染対策計画を定めたので、同条第6項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田地域（昭和開西部地区）農用地土壌汚染対策計画

1 農用地土壌汚染対策地域の指定（平成16年11月福岡県告示第2015号）で公告した農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の区域内にある農用地についての利用区分及び当該農用地の利用に関する基本方針

44.53ヘクタールの田のうち43.60ヘクタールを農用地として利用する。  
農用地として利用する土地は、水田として利用する。

2 対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項

(1) 事業の実施地域

事業の実施地域は、大牟田市西部の有明海沿岸を干陸した三池干拓（大牟田市昭和開）内の43.60ヘクタールである。

(2) 事業の内容

ア 汚染を防止するための事業

該当なし

イ 汚染を除去するための事業

復旧方式については、区画形状は変えずに現状回復方式で行う。

対策工法については、上乘せ客土工法とする。

ウ 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業

該当なし

(3) 事業費の概算

1,178,000千円（平成16年度単価）

(4) 事業実施者

福岡県

3 対策地域の区域にある農用地の汚染状況の調査測定に関する事項

(1) 調査測定地点の所在地

大牟田市昭和開53番及び160番

(2) 調査測定者

福岡県

#### 福岡県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成17年4月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	若宮線 玄海	鞍手郡若宮町大字山口981番地先から 宗像市朝町1468番1先まで

#### 福岡県告示第770号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 リプロ

(2) 代表者の氏名

松尾 善政

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市小郡863番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者地域生活支援事業及び当事者の就労や生活支援に関する事業を行い、知的障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第771号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 申請のあった年月日**

平成17年3月16日

**2 申請に係る特定非営利活動法人****(1) 名称**

特定非営利活動法人H a n d y M a n

**(2) 代表者の氏名**

村岡 正利

**(3) 主たる事務所の所在地**

福岡県北九州市若松区畠田三丁目1番1号

**(4) 定款に記載された目的**

この法人は、日常生活において、さまざまな不自由を感じている北九州市の高齢者や障害者に対して、生活全般にわたる支援活動を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第772号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 申請のあった年月日**

平成17年3月16日

**2 申請に係る特定非営利活動法人****(1) 名称**

特定非営利活動法人 癒しネット

**(2) 代表者の氏名**

佐竹 豊彦

**(3) 主たる事務所の所在地**

福岡県北九州市八幡西区藤原二丁目15番29号

**(4) 定款に記載された目的**

この法人は、世界の人々に対して、自然の恵みである鉱物や食物などの資源を環境を守りながら健康や福祉に役立つ事業として展開するとともに、人々のネットワークやまちづくりに活かす事業を行い、生活の質の向上と社会の活性化へ寄与することを目的とする。

**福岡県告示第773号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 申請のあった年月日**

平成17年3月10日

**2 申請に係る特定非営利活動法人****(1) 名称**

特定非営利活動法人中国・日本人材教育開発機構

**(2) 代表者の氏名**

丸山 孝一

**(3) 主たる事務所の所在地**

福岡県久留米市中央町33番地6

**(4) 定款に記載された目的**

この法人は、中国の優秀な高度人材に対して高度人材開発事業を、高度IT技術者に対して高度IT技術者人材教育事業を行い、日本と中国の友好的な文化交流・科学技術交流・経済交流等を推進しもって中国と日本の相互理解の促進と国際協力の実現に貢献することを目的とする。

#### 福岡県告示第774号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字戸原字口田385-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡粕屋町大字戸原31  
長 勝彦

#### 福岡県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業柵田落合地区柵田換地区において樹立する換地計画に関し、平成15年1月福岡県告示第174号で換地を定めない土地として指定した土地のうち、次の土地については、当該指定を取り消したので、公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
添田町	柵田	前田	1227	田	1,130のうち22

#### 福岡県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業柵田落合地区柵田換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
添田町	野田	大テキ	51-1	田	2,188のうち22

#### 福岡県告示第777号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成17年3月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人ピープルズ
  - 代表者の氏名  
原田 孝
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区麦野一丁目28番27号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者に対して、就業支援や社会生活の自立支援に関する事業を行い、知的障害者が自立できる社会環境の実現をめざすとともに、高齢者の身体

の機能回復を図る事業を行うことで福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第778号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

平成17年3月18日

- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡県葬儀総合相談センター
- (2) 代表者の氏名  
土路生 信行
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目37番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県民に対して、葬儀に関する事前事後をも含めた相談支援活動や遺族の心のケアの相談に関する事業を行い、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第779号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成17年3月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人未婚者出会い支援ネットワーク
- (2) 代表者の氏名  
石盛 丈博
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市東区香椎駅前二丁目14番11号 第36明星ビル201号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は若年層の未婚者やその家族を対象に結婚や、お付き合いを前提とした出会いに関する情報提供、出会いの場の提供等を行い、現在、問題化しつつある若年層の未婚化、晩婚化及び社会全体の少子化傾向の事態改善につなげ、若年層の積極的社会参加促進および自己啓発の活性化に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第780号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

平成17年3月25日

- (1) 名称  
特定非営利活動法人シニアネット福岡
- (2) 代表者の氏名  
有吉 和利
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区大手門1丁目5番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、インターネットによる会員の生きがいきづくり・仲間づくりを通して、シニアの豊かな生活、健全なまちづくり、健全な子どもたちの育成、国内他都市との交流、国際交流等を推進し、住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第781号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を平成17年3月30日付で適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
卯ノ木土地改良区	換地計画書の写し (卯ノ木地区)	平成17年4月8日から 平成17年5月12日まで	大任町役場

**福岡県告示第782号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町大字枝光字鶏卵防357番4、363番1、364番1、364番3・365番合併、366番・367番・368番・368番1合併1、366番2及び366番3並びに宇扇町375番1、375番2、376番1から376番3まで、377番1、377番2、388番1、389番1、391番及び392番並びに道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡字正尻1543番地3

有限会社興商 代表取締役 日浦 佳子

**福岡県告示第783号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字初字扇144-6、144-7、151-4及び277-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島郡志摩町大字初310番地

松尾 正利

**監査委員**

**監査公表第27号**

総務部出先機関の東福岡県税事務所等14か所について実施した定期監査結果の報告（平成17年1月11日付16監二第477号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員 福本 義雄

同 市村 昭三

同 進谷 庸助

同 入江 種文



16行経第2136号  
平成17年2月25日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 矢野 毅 殿  
同 市村 昭三 殿  
同 入江 種文 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年1月11日付16監二第477号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
若松県税事務所	県税の収入率が、3年連続前年度を下回っている。	平成16年度税収確保実施計画の積極的な取り組みにより、収入率の向上を図ります。 主な取組みとしては、自動車税の早期電話催告の実施、休日開庁による催告を実施する等、税収の更なる確保に努めます。
久留米県税事務所	県税の収入率が、3年連続前年度を下回っている。	平成16年度税収確保実施計画の積極的な取り組みにより、収入率の向上を図ります。 主な取組みとしては、滞納事案の早期の取組みに向けた進行管理の徹底、高額滞納に関する処分方針の強化、休日開庁による催告の実施、自動車税について電話や文書での催告を積極的に実施する等、滞納整理の更なる強化に努めます。
行橋県税事務所	県税の収入率が、3年連続前年度を下回っている。	平成16年度税収確保実施計画の積極的な取り組みにより、収入率の向上を図ります。 主な取組みとしては、自動車税の早期催告の実施、高額滞納に関する処分方針の強化、休日収納窓口開庁や夜間催告の実施等、組織的な取組みを強化し更なる税収の確保に努めます。

監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を総務部  
出先機関の職員研修所等7か所について実施したので、その結果を別紙のとおり報告す  
る。

平成17年4月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

総務部の出先機関7機関に係る定期監査は、平成15年12月1日から平成16年11月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年1月25日から平成17年2月4日までの実日数8日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
職員研修所	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成17年1月27日
東京事務所	〃	平成17年2月3日から 平成17年2月4日まで
大阪事務所	〃	平成17年2月3日から 平成17年2月4日まで
消防学校	〃	平成17年1月26日
九州歯科大学	〃	平成17年1月25日から 平成17年1月28日まで
福岡女子大学	〃	平成17年2月1日から 平成17年2月2日まで
福岡県立大学	〃	平成17年2月1日から 平成17年2月2日まで

## 2 監査の主眼

今回の監査は、職員研修所等7か所の総務部出先機関における、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、庁舎管理等業務委託の契約状況及び大学の重要物品の管理・使用状況に主眼を置いた。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入  
使用料、手数料、財産貸付収入、延滞金、雑入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出  
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分状況

## (7) 債権

## 債権管理の状況

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

## 九州歯科大学

- ・授業料1,088,400円及び延滞金6,768円が収入未済となっている。
- ・附属病院使用料4,137,067円が収入未済となっている。
- ・保険資格喪失後受診した医療費について、本人又は保険者に請求がなされていないものがある。
- ・測量業務委託において、事前決裁を受けないで、見積書を徴し、契約を行っているものがある。

(1件)

- ・医療用備品において、X線透視撮影装置(2,700万円の高額備品)については、平成11年3月17日購入後、ほとんど使用されていない。(1件)

## 福岡女子大学

- ・授業料1,975,200円及び延滞金60,082円が収入未済となっている。

## 福岡県立大学

- ・授業料4,977,000円及び延滞金71,869円が収入未済となっている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

## 監査公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡商工事務所等9か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

商工部の出先機関9機関に係る定期監査は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年2月9日から平成17年2月17日までの実日数4日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡商工事務所	平成16年1月1日から 平成16年12月31日まで	平成17年2月17日
久留米商工事務所	〃	平成17年2月17日
北九州商工事務所	〃	平成17年2月16日
飯塚商工事務所	〃	平成17年2月16日
計量検定所	〃	平成17年2月17日
工業技術センター	〃	平成17年2月9日から 平成17年2月10日まで
工業技術センター生物食品研究所	〃	平成17年2月9日から 平成17年2月10日まで
工業技術センターインテリア研究所	〃	平成17年2月16日
工業技術センター機械電子研究所	〃	平成17年2月9日から 平成17年2月10日まで

## 2 監査の主眼

今回の監査は、福岡商工事務所等9機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況及び小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還状況並びに庁舎管理等業務委託の契約状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

## (1) 収入

商工使用料、商工手数料、商工受託事業収入、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金等の調定及び収入状況

## (2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

## (3) 人件費

報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務

## (4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分状況

## (7) 債権

小規模企業者等設備導入資金貸付金の債権管理状況

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

## 福岡商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、228,437,092円と多額である。

## 北九州商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,307,742,146円と多額である。

## 飯塚商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,145,745,604円と多額である。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

## 監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等48か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員

同

同

同

福本義雄

市村昭三

進谷庸助

入江種文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

警察本部関係機関48機関に係る定期監査は、平成15年12月1日から平成16年11月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年1月13日から平成17年2月25日までの実日数24日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
北九州市警察本部	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成17年2月1日
警察学校	〃	平成17年2月2日
自動車警察隊	〃	平成17年2月24日
鉄道警察隊	〃	平成17年2月10日
交通機動隊	〃	平成17年2月25日
高速道路交通警察隊	〃	平成17年2月25日
第一機動隊	〃	平成17年2月22日
第二機動隊	〃	平成17年2月23日
中央警察署	〃	平成17年2月3日から 平成17年2月4日まで
博多警察署	〃	平成17年1月13日から 平成17年1月14日まで
東警察署	〃	平成17年2月8日から 平成17年2月9日まで
西警察署	〃	平成17年1月13日から 平成17年1月14日まで
南警察署	〃	平成17年1月27日から 平成17年1月28日まで
粕屋警察署	〃	平成17年2月17日から 平成17年2月18日まで
博多臨港警察署	〃	平成17年1月28日
福岡空港警察署	〃	平成17年2月10日
宗像警察署	〃	平成17年2月10日
甘木警察署	〃	平成17年1月25日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施期間
筑紫野警察署	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成17年1月20日から 平成17年1月21日まで	
前原警察署	〃	平成17年1月26日	
若松警察署	〃	平成17年2月8日	
戸畑警察署	〃	平成17年1月19日	
折尾警察署	〃	平成17年1月18日から 平成17年1月19日まで	
八幡東警察署	〃	平成17年1月18日	
八幡西警察署	〃	平成17年2月8日から 平成17年2月9日まで	
小倉北警察署	〃	平成17年1月20日から 平成17年1月21日まで	
小倉南警察署	〃	平成17年2月1日	
門司警察署	〃	平成17年2月3日	
北九州水上警察署	〃	平成17年2月9日	
行橋警察署	〃	平成17年1月26日	
豊前警察署	〃	平成17年2月17日	
直方警察署	〃	平成17年1月25日	
宮田警察署	〃	平成17年2月18日	
飯塚警察署	〃	平成17年2月16日から 平成17年2月17日まで	
上嘉穂警察署	〃	平成17年2月16日	
添田警察署	〃	平成17年2月2日	
田川警察署	〃	平成17年1月27日	
久留米警察署	〃	平成17年1月18日から 平成17年1月19日まで	



監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
小郡警察署	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成17年1月28日
吉井警察署	〃	平成17年2月24日
八女警察署	〃	平成17年1月25日
筑後警察署	〃	平成17年2月2日
黒木警察署	〃	平成17年2月23日
城島警察署	〃	平成17年2月18日
大川警察署	〃	平成17年2月16日
柳川警察署	〃	平成17年1月26日
瀬高警察署	〃	平成17年2月22日
大牟田警察署	〃	平成17年2月4日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、北九州市警察部等48か所の警察本部関係機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に、捜査報償費、旅費、交際費、食糧費及び時間外勤務手当の執行状況並びに通勤手当の認定及び支給状況並びに庁舎管理等業務委託の契約状況に主眼を置いた。

また、このうち捜査報償費については、副署長に対するヒアリング並びに捜査員に対する文書照会及びヒアリングを行い、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

### (1) 収入

警察使用料、警察手数料、財産貸付収入、物品売払収入、弁償金等の調定金額、調定時期及び収入状況

### (2) 支出

貸金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

### (3) 人件費

報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務

### (4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 捜査報償費

捜査報償費の執行状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次の機関において是正を要するものが見受けられた。

折尾警察署

警察学校入校により、月の全日数にわたって署への通勤がなかったが、通勤手当を支給したため、72,458円（12件）が支給過となっている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡県立大学等22か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の出先機関に係る随時監査は、平成16年6月1日又は平成16年7月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成16年11月24日から平成17年2月23日までの実日数22日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
福岡県立大学	平成16年6月1日から 平成16年11月24日まで	平成16年11月24日
九州歯科大学	平成16年6月1日から 平成16年11月25日まで	平成16年11月25日
福岡女子大学	平成16年6月1日から 平成16年11月26日まで	平成16年11月26日
両筑家畜保健衛生所	平成16年6月1日から 平成16年12月7日まで	平成16年12月7日
行橋農林事務所	平成16年6月1日から 平成16年12月8日まで	平成16年12月8日
森林林業技術センター	平成16年6月1日から 平成16年12月14日まで	平成16年12月14日
内水面研究所	平成16年6月1日から 平成16年12月15日まで	平成16年12月15日
福岡土木事務所	平成16年6月1日から 平成16年12月16日まで	平成16年12月16日
行橋土木事務所	平成16年6月1日から 平成16年12月22日まで	平成16年12月22日
藤波ダム建設事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月12日まで	平成17年1月12日
柳川土木事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月13日まで	平成17年1月13日
久留米土木事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月14日まで	平成17年1月14日
西福岡県税事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月20日まで	平成17年1月20日
筑紫県税事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月21日まで	平成17年1月21日
豊前土木事務所	平成16年7月1日から 平成17年1月27日まで	平成17年1月27日
筑後県税事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月1日まで	平成17年2月1日
久留米県税事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月2日まで	平成17年2月2日
八女保健福祉環境事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月3日まで	平成17年2月3日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
朝倉保健福祉環境事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月15日まで	平成17年2月15日
京築保健福祉環境事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月16日まで	平成17年2月16日
宗像保健福祉環境事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月22日まで	平成17年2月22日
筑紫保健福祉環境事務所	平成16年7月1日から 平成17年2月23日まで	平成17年2月23日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、福岡県立大学等22機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

---

**監査公表第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を「宿泊研修を実施する県立青少年教育施設の管理及び運営」について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、県の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、また、その事務が最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかなど、適法性に加え経済性、効率性及び有効性を主眼として実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査である。

本県においては、必要に応じて監査テーマを定めてこの監査を実施しており、平成16年度は次の選定理由によりテーマを定め実施した。

### 2 平成16年度行政監査テーマ選定理由

近年、様々な青少年による社会問題が多発しているところであるが、本県では、青少年の健全な育成を図るため、生活体験や自然体験を通し、「生きる力」を幅広くむ事業などの様々な事業が実施されているところであり、また、学校教育における週五日制の定着などにより、増加した余暇時間の有効活用場としての県立青少年教育施設の役割が重要なものとなってきている。

そこで、県が設置する青少年教育施設の管理及び運営が、社会的要請に的確に応えたものとなっているのか検証することとした。

### 3 行政監査テーマ

「宿泊研修を実施する県立青少年教育施設の管理及び運営について」

### 4 監査対象事務

宿泊研修を実施する県立青少年教育施設において設置目的に沿った管理及び運営が行われているか、また、社会が求める新たなニーズに応えられるような管理及び運営が行われているかを対象とした。

### 5 監査の対象機関

監査対象機関は、青少年の健全な育成を図るために設置された県立青少年教育施設のうち集団宿泊訓練に供される施設（以下「宿泊研修施設」という。）、その施設を所管する財務担当所（財務会計事務を所掌する機関）及び教育庁の所管課の14機関（表1）とした。

また、監査の関係人として、1法人（表2）を調査先とした。

表1

監査対象機関名	施設の種別	備考
福岡県立夜須高原野外活動センター	青少年訓練所	
福岡県立ふれあいの家北九州	ふれあいの家	①
福岡県立ふれあいの家北筑後		②
福岡県立ふれあいの家南筑後		③
福岡県立ふれあいの家京築		④
福岡県立英彦山青年の家	青年の家	
福岡県立社会教育総合センター少年自然の家	少年自然の家	⑤
福岡県立少年自然の家「玄海の家」		
福岡県北九州教育事務所		①の財務担当所
福岡県北筑後教育事務所		②の財務担当所
福岡県南筑後教育事務所		③の財務担当所
福岡県京築教育事務所		④の財務担当所
福岡県立社会教育総合センター		⑤の財務担当所
教育庁教育企画部生涯学習課		

表2

関係人名称
独立行政法人 国立少年自然の家 国立夜須高原少年自然の家

## 6 監査の観点

監査テーマについて、次の観点から監査を行った。

- (1) 施設における組織体制は、設置目的に対応したものとなっているか。
- (2) 施設の管理及び運営は、適切に行われているか。
- (3) 施設における事業は、適切に企画実施されているか。
- (4) 施設の利用促進は図られているか。

## 7 監査の方法

あらかじめ監査対象機関から提出された調査に基づく書面調査及び聞き取り調査並びに施設の実地調査等による監査を実施した。

## 8 監査等の実施期間

平成17年1月7日から平成17年2月15日までの期間に実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 宿泊研修施設の概要

## (1) 施設の種別及び設置目的

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）に基づき宿泊研修施設の種別及び設置目的は、次のとおりである。

種別	設置目的	備考
青少年訓練所	社会教育その他研修の施設として、特に青少年の集団生活指導を実施するうえの利便を図る。(128条)	国立夜須高原青少年自然の家のキャンプ施設として一体的に管理運営されている。
ふれあいの家	豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供する。(130条の2)	4施設が設置されており、施設主催での研修事業は行わない。
青年の家	健全な青少年の育成を図るために必要な研修事業を行うほか、社会教育関係団体が行う団体宿泊研修等の利用に供する。(131条)	1施設が設置され、中学生及び高校生を主な対象としている。
少年自然の家	自然環境の中での野外活動及び団体宿泊活動を通じて健全な少年の育成を図るために、学校又は社会教育関係団体の利用に供するほか、必要な研修事業を行う。(133条の2)	専用施設1施設及び社会教育総合センター併設1施設の2施設が設置され、小学生及び中学生を主な対象としている。

夜須高原野外活動センターは、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第128条において朝倉郡筑前町に位置する青少年訓練所として規定されているが、現在その敷地及び野外炊飯場等の建物は、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき行政財産として独立行政法人国立少年自然の家の使用許可されており、国立夜須高原少年自然の家のキャンプ施設として一体となった施設利用となっている。

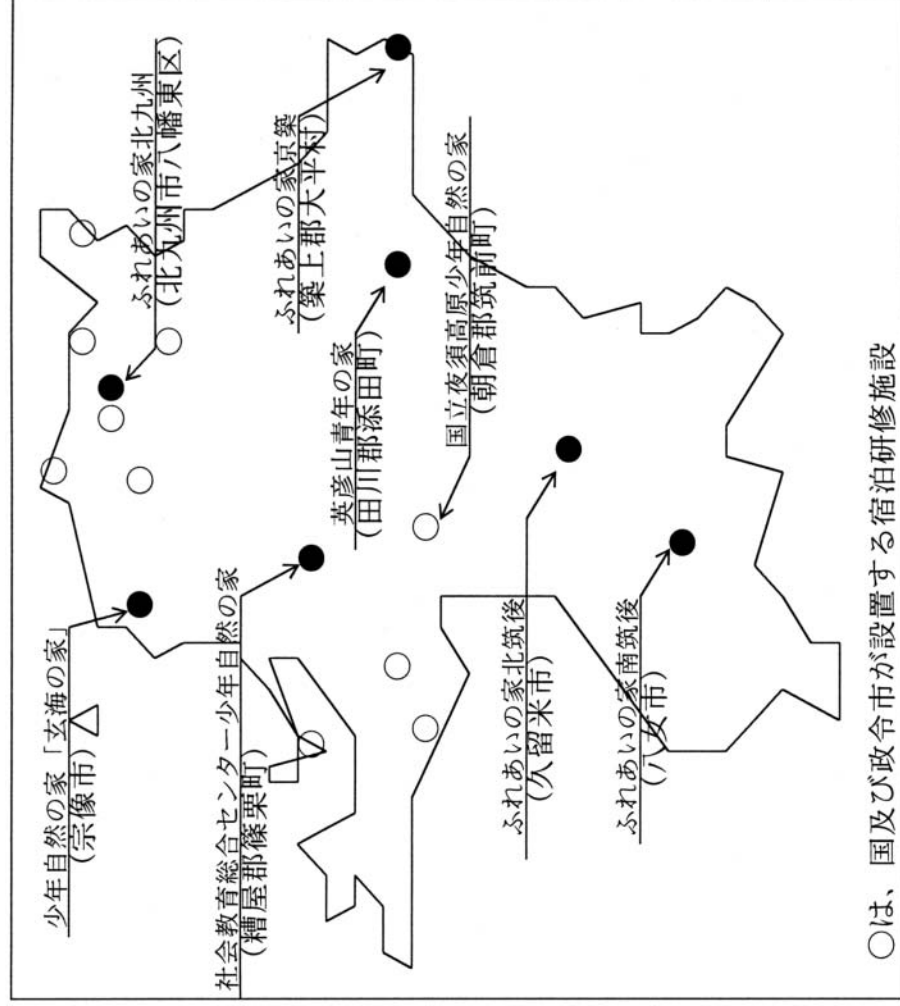
当該施設に関しては、福岡県立青少年訓練所使用料条例（昭和29年福岡県条例第73号）が制定されていることもあり、生涯学習課は、青少年訓練所について関係規定と管理運営の実態との整合を図るよう見直しを行うべきである。

なお、以下の監査結果において、県の実態的な管理がなされていないことから夜須高原野外活動センターについては記述していない。



## (2) 施設の配置状況

宿泊研修施設の配置は、次のとおりである。



英彦山青年の家（以下「英彦山の家」という。）、少年自然の家「玄海の家」（以下「玄海の家」という。）及び社会教育総合センター少年自然の家は、全県利用を前提とした広域圏施設として設置されたものである。一方、ふれあいの家は、教育事務所管轄地域の利用を前提とした地域圏施設として、青年の家及び少年自然の家が設置されていない教育事務所管内に設置されたものである。

## (3) 施設の概要

## ア 施設の概要

各宿泊研修施設の概要は、次のとおりである。

なお、社会教育総合センター及び社会教育総合センター少年自然の家は一体として管理運営されており、利用者等も区分されていないことから、以後の記述に当っては、両者を合わせて「社教センター」として表示する。

区分	ふれあいの家			英彦山の 家	社教セン ター	玄海の家
	北九州	北筑後	南筑後			
所在地	北九州市	久留米市	八女市	大平村	篠栗町	宗像市
設置年月	平成2年7月	平成3年7月	平成7年12月	平成5年4月	昭和46年12月	昭和49年7月
宿泊定員	各施設 130人			(100人) 470人	316人	(180人) 260人
敷地面積	4,346	5,216	3,331	12,375	201,750	98,089
建物面積	1,068	960	1,097	1,093	7,647	6,008
主な施設	多目的ホール 厨房	多目的ホール 厨房 野外炊飯場	多目的ホール 厨房 野外炊飯場	多目的ホール 厨房 野外炊飯場 営火場	食堂 プレイ・ホール 体育館 グラウンド 野外劇場	食堂 キャンプ場 体育館 グラウンド 野外炊飯場

(単位：面積 m<sup>2</sup>)

注 宿泊定員の上段( )はキャンプ場のテント利用によるものを外数で計上している。

#### イ 利用条件

各宿泊研修施設の利用条件及び利用経費等は、次のとおりである。

種 別	利 用 条 件		利用経費等 (1人1泊)
	宿泊利用の場合		
ふれあいの家	5人以上	24時間以上	シーツ等の洗濯代
英彦山の 家	5人以上	24時間以上	食費及びシーツ等の洗濯代
社教センター	5人以上	24時間以上	1,180円 ※
玄海 の 家	10人以上	24時間以上 5泊6日以内	食費及びシーツ等の洗濯代

※18歳以下の青少年の研修等については、全額減免等の減免規定がある。

#### ウ 根拠規定

各宿泊研修施設の利用条件及び利用経費等の根拠となる条例及び規則は、次のとおりである。

根 拠 条 例 及 び 規 則
福岡県立ふれあいの家の利用等に関する規則 (平成2年福岡県教育委員会規則第5号)
福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則(昭和46年福岡県教育委員会規則第23号)
福岡県立社会教育総合センター使用料条例 (昭和58年福岡県条例第24号)
福岡県立社会教育総合センター使用料条例施行規則 (昭和59年福岡県規則第9号)
福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則 (昭和59年福岡県教育委員会規則第3号)
福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則 (昭和49年福岡県教育委員会規則第9号)

少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の利用基準は、原則として使用人数が10人以上や宿泊が5泊6日以内と他の施設と異なっている。これについて、生涯学習課から、グループ分けによる教育的効果と週1回の休館日から設定されたとの説明がなされた。

玄海の家の利用基準については、弾力的な施設運営を行うためにも、他施設の利用状況も勘案したうえでの見直しが望まれる。

#### (4) 宿泊研修施設の利用者の状況

##### ア 延利用者数

各宿泊研修施設の平成15年度における四半期毎の延利用者の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

施設名	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
ふれあいの家北九州	737	1,432	1,022	893	4,084
ふれあいの家北筑後	2,111	4,113	1,510	696	8,430
ふれあいの家南筑後	2,140	3,001	2,448	1,023	8,612
ふれあいの家京築	3,677	5,544	3,543	2,102	14,866
英彦山の家	34,497	23,781	7,315	4,557	70,150
社教センター	35,350	32,049	23,582	15,080	106,061
玄海の家	19,435	19,669	6,109	4,807	50,020
合計	97,947	89,589	45,529	29,158	262,223
年間に占める利用割合	37.3%	34.2%	17.4%	11.1%	—

四半期毎の利用割合で見ると、上の表のとおり漸減する傾向が見受けられる。こうした利用者の傾向について、生涯学習課では、学校行事の関係で年度前半に宿泊体験学習が設定されることが多いこと、また冬季は自然体験学習に気候的に不向きであることが要因であるとしている。

##### イ 団体別利用者数

各宿泊研修施設の平成15年度における団体別の実利用者の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

施設名	学校利用				団体利用				計	
	小学	中学	高校	養護等	他	少年	青年	成人		他
ふれあいの家			100	27	414	983		742	98	2,364
北九州	1,111	248	790	29	600	1,150		294	774	4,996
北筑後	970	81	151	17	296	1,372		1,126	555	4,568
南筑後	439	796	422			3,765	33	699	2,115	8,269
京築	2,265	4,762	9,164		1,521	3,946	37	2,304	2,873	26,872
英彦山の家	3,364	4,771	4,973	151	4,737	7,210	879	13,253	18,151	57,489
社教センター	6,051	5,501	455	78	790	5,384	89	948	2,589	21,885
玄海の家	14,200	16,159	16,055	302	8,358	23,810	1,038	19,366	27,155	126,443
合計										

注) 学校利用の例 養護等 : 養護学校、盲学校等

その他 : 大学、専門学校、幼稚園、保育園

団体利用の例 少年団体 : 子ども会、ボーイスカウト等

青年団体 : 青年会議所等

成人団体 : 成人サークル、事業所等

その他 : 教育事務所、病院・患者団体、共同作業所等

各施設ともに小学校や中学校等の学校利用に加え、少年団体の利用が多かつたが、ふれあいの家北九州においては、北九州市立の宿泊研修施設が多数あるため、小中学校の利用がなされていない。

また、成人団体やその他の団体の利用が、社教センターの半数はもとより、他の施設においても、少なからぬ割合を占めている。

#### ウ 宿泊日数別利用者数

各宿泊研修施設の平成15年度における宿泊日数別の利用者の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

施設名	1日	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊以上	計
北九州	524	1,602	238				2,364
ふれあい	2,249	2,211	475		61		4,996
南筑後	1,432	1,998	934	153	51		4,568
京築	2,010	5,429	503	201	58	68	8,269
英彦山の家	2,694	8,526	12,184	2,595	697	176	26,872
社教センター	24,482	19,315	9,366	3,644	433	249	57,489
玄海の家	1,838	14,114	3,790	1,814	275	54	21,885
合計	35,229	53,195	27,490	8,407	1,575	547	126,443

社教センター及びふれあいの家では、1日(日帰り)利用が3割以上と高い割合となっている。

また、学校の利用の場合1泊～2泊の宿泊体験学習が多く、施設が主催する研修などでも3泊以上の長期の宿泊体験学習は少ない。

#### エ 地域別利用者数

各宿泊研修施設の平成15年度における地域別の利用者の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

地域区分 施設名	教育事務所管轄地域別				広域団体等	福岡県外	計
	福岡	北九州	北筑後	南筑後			
ふれあいの家	271	1,888		166		39	2,364
北筑後	452		4,049		60	435	4,996
南筑後	98	37	539	3,771	13	77	4,568
京築	34	205		166		3,952	8,269
英彦山の家	6,143	5,666	1,715	268	6,762	569	26,872
社教センター	47,966	2,141	2,015	2,019	1,306	245	57,489
玄海の家	12,589	3,837	1,646	1,251	1,008	251	21,885
合 計	67,553	13,774	9,964	7,309	9,408	7,642	126,443

ふれあいの家は、地域内からの利用が大部分を占めており地域に密着した利用がなされている。

英彦山の家では、筑後地区を除き、ほぼ全域から平均的に利用されている。

また、社教センター及び玄海の家では、福岡地区の利用が多く、筑豊、京築地区の利用が少なくなっている。

これは、青年の家及び少年自然の家が広域圏施設として、他方ふれあいの家が地域圏施設として設置された性格が表れたものであるとみられるが、少年自然の家については対象とする年齢が低いため、青年の家よりも地域性が大きく影響している。

なお、少年自然の家等の筑後地区の利用が少ないのは、国立夜須高原少年自然の家が利用されているためであると考えられる。

また、ふれあいの家京築の利用者の約半数は県外者であるが、これは、大分県との県境に設置されていることが要因であり、京築教育事務所によると県民であるかどうかで利用に差異を設けていないが、県民の利用の障害とはなっていないとの説明であった。

#### オ 施設の稼働状況

各宿泊研修施設の平成15年度における開所日数及び開所日1日当たりの利用団体数及び利用者数並びに宿泊団体数及び宿泊者数は、次のとおりである。

施設名	開所日数		利 用		宿 泊		(単位：日、組、人、%)	
	利用	宿泊	団体数	人数	率	団体数	人数	率
ふれあいの家北九州	307	253	0.6	13.3	10.2	0.3	7.3	5.6
ふれあいの家北筑後	307	257	0.5	27.5	21.2	0.3	13.4	10.3
ふれあいの家南筑後	307	257	0.6	28.1	21.6	0.4	14.0	10.8
ふれあいの家京築	307	260	1.0	48.4	37.2	0.5	20.0	15.4
英彦山の家	350	339	2.4	200.4	57.8	1.4	128.6	37.1
社教センター	341	323	3.4	311.0	98.4	1.9	150.7	47.7
玄海の家	322	288	2.4	155.3	77.7	1.5	99.2	49.6

注) 利用率及び宿泊率は、それぞれ人数をベット数で(ふれあいの家については宿泊定員)で除して算出した。

このため、日帰りの研修等で宿泊定員以上の利用があった場合は、100%を超える場合がある。

ふれあいの家の利用率及び宿泊率が他の3施設を大きく下回っているが、この要因として、生涯学習課は、研修室がそのまま宿泊室となるため1室当たりの宿泊定員が20人となり、宿泊室の数も少ないことから複数利用の場合の部屋割り調整などが難しく、実際の利用にあたっては定員の半数程度の利用となる場合が多いこと、加えて、食事の提供がなされず、厨房も複数団体では利用調整が難しいことが要因ではないかとの説明がなされた。

#### (5) 宿泊研修施設運営のコスト

##### ア 収入

平成15年度における宿泊研修施設に係る収入額は、次のとおりである。

施設名	(単位：円)		
	教育財産使用料	社会教育施設使用料	その他 計
ふれあいの家北九州	10,340		31,505 41,845
ふれあいの家北筑後	15,510		33,250 48,760
ふれあいの家南筑後	10,340		26,327 36,667
ふれあいの家京築	15,510		60,759 76,269
英彦山の家	99,540		1,142,794 1,242,334
社教センター	1,040,320	8,113,500	2,574,101 11,727,921
玄海の家	140,160		787,608 927,768
合 計	1,331,720	8,113,500	4,656,344 14,101,564

注) その他の欄には、国庫支出金、雇用保険料納付金及び公衆電話取扱料等を記載している。

教育財産使用料は、自動販売機等の施設の目的外使用に係る使用料収入である。

社会教育施設使用料は、研修室や宿泊室の使用料収入であるが、社教センター以外の施設では、研修室や宿泊室の使用料を徴収していないため、収入額は計上されていない。

#### イ 支出

平成15年度における宿泊研修施設に係る人件費及び物件費の支出額は、次のとおりである。

施設名	人件費	物件費	合計
ふれあいの家北九州	4,974,580	5,102,559	10,077,139
ふれあいの家北筑後	4,813,680	3,985,476	8,799,156
ふれあいの家南筑後	4,990,240	4,990,627	9,980,867
ふれあいの家京築	6,010,200	4,862,611	10,872,811
英彦山の家	120,192,007	60,951,567	181,143,574
社教センター	177,294,245	124,310,544	301,604,789
玄海の家	86,118,763	61,314,403	147,433,166
合計	404,393,715	265,517,787	669,911,502

(単位：円)

注) 1 物件費は、施設運営費、設備整備費及び事業費の合計額を計上している。

2 ふれあいの家の人件費は、嘱託職員の報酬を計上しており、所長及び財務会計に係る教育事務所職員の人件費は含んでいない。

各施設は、機械警備導入及びふれあいの家の嘱託職員の勤務形態の見直しによる報酬等の削減、節減努力による光熱水費の削減を行った。

#### ウ コスト

上記の支出額から収入額を控除した県費の負担額及び利用者1人当たりの費用は、次のとおりである。

施設名	負担額 a	延利用者数 b	1人当たりの費用 a/b
ふれあいの家北九州	10,035,294円	4,084人	2,457円/人
ふれあいの家北筑後	8,750,396円	8,430人	1,038円/人
ふれあいの家南筑後	9,944,200円	8,612人	1,155円/人
ふれあいの家京築	10,796,542円	14,866人	726円/人
英彦山の家	179,901,240円	70,150人	2,565円/人
社教センター	289,876,868円	106,061人	2,733円/人
玄海の家	146,505,398円	50,020人	2,929円/人
合計	655,809,938円	—	—

研修を実施する青年の家及び少年自然の家の利用者1人1日当りの運営に係るコストは、2,565円～2,929円となっており、研修を主催しないふれあいの家は、726円～2,457円となっている。

ふれあいの家のコストの格差が大ききことについては、1日当たりの利用者数の差異によるものと思われる。

## 2 宿泊研修施設における組織体制

### (1) 職員の配置状況

各施設の職員配置は、次のとおりである。

施設種別	組 織	計
ふれあいの家	所長（教育事務所長が兼任）一事務員（嘱託）4 利用者がある場合は2名、利用者がない場合は1名が駐在する。	計5名
英彦山の家	所長〔総務課長一事務員2、技師、栄養士、事務員（嘱託） 研修課長―社会教育主事6、主事補、指導員（嘱託）〕2	計17名
社教センター	所長―次長 〔総務課長 一 副長、事務員2、栄養士（嘱託） 調査研究課長―社会教育主事2、事務員 一 副長、社会教育主事2、主事補 事業課長 一 指導主事2、社会教育主事、主事補 研修課長 一 指導主事2、社会教育主事、主事補 指導員（嘱託）〕14	計35名
玄海の家	所長―次長 〔副長 一 事務員、主事補、栄養士（嘱託） 指導主事（総括）一 指導主事、社会教育主事2、主事補、 指導員（嘱託）〕6	計17名

英彦山の家、社教センター及び玄海の家においては、施設管理のための職員及び主催事業を行うための社会教育主事（補）が配置されている。

ふれあいの家では主催事業を行わないので、それぞれ所管する教育事務所において、教職員OBや市町村役場のOB等社会教育に関する経験のある者を事務嘱託員（以下「嘱託職員」という。）として4名配置している。なお、ふれあいの家の嘱託職員は、利用者がある場合には2名、利用者がない場合には1名（宿泊利用者がない場合の夜間は機械警備）の勤務体制をとるため、嘱託職員のローテーションにより事前に勤務予定表が作成されているところである。

### (2) 夜間の管理体制

各施設の夜間における管理体制は、次のとおりである。

施設種別	宿泊利用者がある場合	宿泊利用者がいない場合
ふれあいの家	宿直者2名（嘱託）	機械警備
英彦山の家	宿直者2名	機械警備
社教センター	宿直者3名（利用者20名未満の場合2名）	機械警備
玄海の家	宿直者2名	機械警備

夜間の職員の配置については、利用者がいない場合は、全ての施設で機械警備となっており、利用者がある場合には、2名～3名の職員が宿直する体制となっている。



夜間に火災等の緊急事態が生じた場合には、引率者と協力し避難誘導等に当たることになるが、利用者の入所後に行う指導者又は引率者との打ち合わせ等で、注意事項及び非常時の対応について説明を行い、また、各施設において火災訓練を実施する際には夜間を想定した避難訓練も実施している。

### (3) 災害時の避難体制等

社教センターでは、研修中の事故、急病、研修生間のトラブル、不審者の侵入、盗難、施設設備の破損、火災、台風地震等の非常災害、食中毒など22ケースを想定した危機管理マニュアルが作成されていた。また、同様に英彦山の家や玄海の家でも、危機管理マニュアルが作成されていた。

しかし、ふれあいの家においては、緊急連絡網の整備や火災の場合の避難訓練及び消火訓練の実施について記載した消防計画の作成はなされていたが、こうした具体の事故等を想定した危機管理マニュアルの作成はなされていなかった。

このため、他の3施設の既存のマニュアルを参考にするなど、ふれあいの家においても、危機管理マニュアルを整備する必要がある。

### (4) 教育事務所の役割

ふれあいの家の所長は、教育事務所長が兼務しており、財務担当所として総務課において収入、支出等の財務会計手続きなどが行われている。

この外に、ふれあいの家の利用についての電話照会等への対応、利用申請の仲介や営利を目的とする使用であるかどうかの判断協議が行われていた。

利用の申し込みは、ふれあいの家において4ヵ月前にあたる月の初日から受け付けようになっており、所管の教育事務所へは毎月20日頃翌月の利用予定状況が報告され、その際に決裁がなされるようになっていた。

しかし、受付事務についての事務処理規程が整備されておらず、嘱託職員に任せられているので、生涯学習課は教育事務所を指導し、嘱託職員の受付業務がスムーズに行えるように、受付基準についてのマニュアルの作成が望まれる。

この外、施設の利用促進のため、ふれあいの家北筑後で、施設を使った研修プログラム案の作成とこれを用いた広報活動が、ふれあいの家南筑後では、「ふれあいの家南筑後通信」の発行など利用率向上対策が行われていた。

なお、教育事務所に社会教育を所管する組織として生涯学習室が設けられているところであるが、生涯学習室は、主催する社会教育研修の中で施設紹介を行うなどの広報についての協力は行っていたが、施設としての利活用はほとんど行っていないかった。

### (5) 運営委員会

施設の管理及び運営をより充実するため、外部の意見を取り入れることを目的として、英彦山の家、社教センター及び玄海の家において、学識経験者、地元関係者、地域の学校長、市町村教育長等を委員とした運営委員会が設けられていた。

この運営委員会における委員の提言により、地元住民等の協力、広報の拡大などが

効果的に実施されているところであるが、さらに施設の活用に向けた積極的な活動（役割）が期待される。

なお、ふれあいの家については、このような運営委員会は設置されていなかったりで、地元の意見が取り入れられるよう運営委員会等の設置が望まれる。

#### (6) 職員の資質向上

英彦山の家、社教センター及び玄海の家においては、全国青年の家協議会などの全国組織や九州青年の家協議会などの地域協議会において、当該施設職員を対象として実施される研修に参加している。

また、県の各社会教育施設で行われた事業の事前・事後の事業評価書が「生涯学習社会教育論文・レポート集」としてまとめられるなど、社会教育主事等の職員の資質向上と業務の改善に努められていた。

一方、ふれあいの家の嘱託職員については、教員OBなど社会教育についての資質を既に有した者を嘱託職員としてしていることから、特に研修等は行われていなかった。

### 3 宿泊研修施設の管理及び運営

#### (1) 設備等の状況

ふれあいの家については、設置から10年前後で施設も比較的新しく、現地調査を行った範囲では、利用の支障となるような危険箇所はなかった。

青年の家や少年自然の家については、設置から30年以上経過し概して施設は古くなっているが、特に利用の支障となるような施設の破損等はなかった。

また、備品等の設備についても、現地調査を行った範囲では、故障等により研修の支障となるようなものはなかった。

なお、ふれあいの家の寝具については、原則毛布2枚とシーツであり、板張りの研修室の場合には敷マットを使用するようになっているが、現在の生活水準に応じた寝具の配備等の検討が望まれる。

#### (2) 安全衛生管理の状況

ふれあいの家では、食事の提供がなされないことから、厨房の使用及び食器の貸出を行っているが、これらの清掃や洗浄は、研修の一環であることから利用者が行うこととなっており、退所にするに当たって、返却される食器等について嘱託職員がチェックし、日光消毒などを行っているため、食中毒等の事故が起きた例はなかった。同様に浴場の使用後の清掃についても利用者が行うこととなっている。

また、英彦山の家では、浴場で循環濾過装置を使用していることから、レジオネラ汚染対策として循環濾過装置、浴槽、浴槽水の衛生管理が行われていた。

さらに、全ての施設において、消火器等の消火設備や避難ばしご等の避難設備の検査が毎年行われており、実際に使用する避難訓練も行われていた。

なお、英彦山の家、社教センター及び玄海の家に、救急の場合の応急手当等の知

識を有する養護教諭が社会教育主事補として配置されているが、玄海の家においては、救命講習会等への職員の積極的な参加が行われているもの、他施設の職員の応急手当等の知識の習得については職員の希望に任されていた。

夜間には養護教諭が不在となることなどから、ふれあいの家嘱託職員も含め、応急手当等の研修受講が積極的に行われるよう望むものである。

### (3) バリアフリー化の状況

玄海の家については、平成8年度に身障者用の宿泊施設が完成し、施設の整備状況が県民に知られ、利用者の増加がみられるところである。

その他の施設においては、身障者用の宿泊施設は完備していないが、身障者用トイレや段差解消スロープを設置するなど各施設の一部分で受け入れは可能となっている。

しかし、廊下の誘導床材の設置及び案内掲示板の点字表示等のバリアフリー化については、今後、健常者と身障者との交流や養護学校等による身障者の自然体験活動等での利用促進を図るためにも、引き続きバリアフリー化に向けて施設の利便性の一層の向上について検討する必要がある。

### (4) 利用経費の出納

ふれあいの家では、利用経費としてシーツの洗濯代が利用者負担となっている。この代金の取扱については、ふれあいの家北九州では、業者が直接利用者から受け取っていたが、他のふれあいの家では、明確な取扱い規程が無い状態で、嘱託職員が利用者から受領した現金を金庫に保管し、月ごとに業者に払込を行っていた。

また、シーツについては、ふれあいの家北九州のみ県の所有となっており、他のふれあいの家では、業者からのレンタルとなっていた。

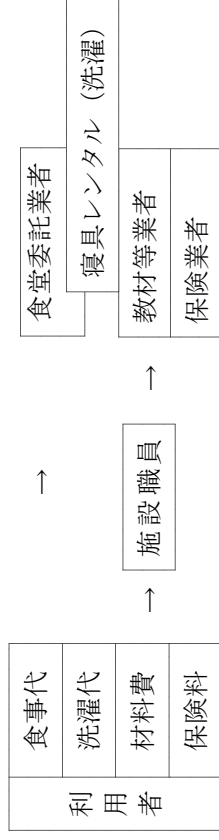
さらに、ふれあいの家北九州及びふれあいの家京築については、シーツの洗濯業務等の契約書がなかった。

利用者	洗濯代	→	嘱託職員	→	寝具レンタル（洗濯）業者
-----	-----	---	------	---	--------------

英彦山の家及び玄海の家では、利用経費として食費及びシーツの洗濯代が利用者負担となっている。食費は、利用者が直接食堂事業者へ支払うことになっており、またシーツの洗濯代についても、利用者から食堂事業者へ支払われていた。この取扱いは、洗濯業務も併せて食堂事業者へ業務委託されているためであるが、食堂事業者との委託契約書の条文上では、シーツの取扱いについて明確な取り決めがなされていないかった。また、シーツは業者からのレンタルとなっていた。

この外、研修によっては、教材の材料及び傷害保険の保険料負担が受講者に求められていたが、これらについても、職員が現金を取り扱っている場合があった。

なお、社教センターについては、使用料条例や利用規則に食費及びシーツの洗濯代についての規定はないものの、英彦山の家及び玄海の家と同様の取扱いがなされていた。



よって、ふれあいの家北九州、ふれあいの家北筑後、ふれあいの家南筑後、ふれあいの家京築、英彦山の家、社教センター及び玄海の家の各施設においては、これらの経費の取扱いについて、責任の所在が明確となるよう契約や取扱い規程を整備すべきである。

#### (5) その他

##### ア 喫煙及び飲酒

喫煙については、全ての施設において館内禁煙となっており、館外に喫煙所を設ける分煙対策が講じられていた。

また、飲酒については、玄海の家では認められていないが、その他の施設では、時間と場所を限定して認める対応が行われていた。

##### イ 利用者の要望把握

利用者の要望の把握については、全ての施設において、施設利用者に対するアンケート調査又は意見箱の設置がなされており、総合的な利用状況の分析は行われていないもの、要望や苦情に対して対応が可能なものは、速やかに改善が行われていた。

この中で、全施設に共通するものとして、冷暖房の利用者負担による就寝時間後の延長要望がなされていたので、その実現が期待されるところである。

## 4 研修事業

### (1) 研修の実施方針

福岡新世紀計画第二次実施計画では、新世紀を開く多様な人・文化づくりを施策の柱の一つとしており、その中で青少年の体験的な学習活動の推進を主要施策とし、生涯学習課を実施主体として青少年の体験活動プログラムの研究開発を掲げている。

また、教育委員会では「福岡県教育行政の基本目標」を定めており、毎年度「福岡県教育行政主要施策」及び「生涯学習課施策・事業」が作成されていた。

これらを踏まえて、英彦山の家では「福岡県立英彦山青年の家基本目標と方針」を、玄海の家では「福岡県立少年自然の家「玄海の家」教育目標と基本的な運営方針」を、社教センターでは「運営方針と重点目標」を作成し、これらの目標達成のための方策として研修事業を実施している。

なお、ふれあいの家については、受入施設として位置づけられており、主催研修事業は行われていない。

## (2) 平成15年度に実施した研修事業の概要

平成15年度に各施設において主催された主な研修事業は、次のとおりである。

## ○ 英彦山の家

事業名	目的及び内容	参加者
新緑トレッキングin英彦山ー若葉への誘いー	新緑に触れ、楽しくトレッキングし心身のリフレッシュを図る。	136名
紅葉トレッキングin英彦山ー秋山への誘いー	紅葉に触れながら、楽しくトレッキングし心身のリフレッシュを図る。	139名
英彦山流「野遊びのススメ」	野外体験活動を通して参加者の交流と地域青年リーダー育成を図る。	127名
学習ボランティア研修	身近な社会で主体的に実践できるボランティアの養成を図る。	200名
やまびこの杜～セカンドスクールin英彦山～	施設で通常の学校活動を行うと共に、自然体験等を通して生きる力を培う。	243名

## ○ 社教センター

事業名	目的及び内容	参加者
ワクワク・ドキドキ・ウィークエンド	体験活動を通して有意義な休日を過ごすための技能や態度の育成を図る。	334名
子どもの体験活動カーニバル	施設を開放し、幼児・小学生とその保護者に様々な体験活動を紹介・提供する。	800名
親子ワイワイ・ウィークエンド	障がいを持つ子どもたちに自然体験や宿泊体験などの機会を提供する。	53名
青少年体験活動ボランティア活動コーディネート等研修	活動の機会や場の開発、情報収集・提供等のコーディネート機能の向上を図る。	492名

## ○ 玄海の家

事業名	目的及び内容	参加者
さつきキャンプ、わくわく親子キャンプ他	自然の中で、季節に応じた野外活動や創作活動等を体験し、交流を図る。	336名
玄海！ハートtoハートキャンプ21	不登校傾向が見られる児童・生徒を対象に、集団生活を通して自主性を育む。	255名
親子ふれあい！カヌーで川上り体験	カヌーで川上りし、親子で力を合わせてゴールしたときの爽快感を味わう。	83名
ワクワク・たいけんin壱岐・対馬	九州北部3県の子どもの達を、離島体験により、たくましい青少年に育成する。	27名
子どもボランティアサークル「タイミング」	遊びやボランティア活動を通して、自己啓発や社会貢献をする態度を養う。	95名

事業名	目的及び内容	参加者
ジュニア&シニア交流キャンプ	世代間の交流を図り、アンビシャスな心の醸成と明日への活力を養う。	78名
少年自然の家オープンデー	少年自然の家を広く解放し、野外活動等を行い、利用促進PRを図る。	168名
少年自然の家学習ボランティア研修	必要な知識や技術の習得と、特技を生かした活動の場を提供する。	24名
玄海の家ボランティアフェスティバル	ボランティアサークルが集い、相互理解を深め、活力を養う。	42名
福岡県プレイリーダー研修1級	指導者・支援者を育成し、地域の子ども会等の活性化を図る。	214名
キャンプ場利用団体担当者研修	よりよく少年自然の家を利用するための活動プログラムの作成等を研修する。	54名

英彦山の家における「やまびこの杜—セカンドスクールin英彦山」は、地域の「ひと・もの・こと」を活用し従来実施していた「通学合宿」を発展させ、社会教育施設が積極的に学校にアプローチして実現した実践事業として全国的にも評価を受けている。

玄海の家における「玄海！ハートtoハートキャンプ21」は、医学専門家や教育活動専門家、学校教育関係者等で構成する実行委員会を設置し、不登校傾向が見られる児童・生徒を対象に、長期間にわたってキャンプ活動を実施した「学社連携・融合」の取組事業として評価を受けている。

また、「子どもボランティアサークル「タイミング」」及び「ジュニア&シニア交流キャンプ」は、地域のボランティア団体が運営に参加した事業として注目されている。

### (3) 事業報告書等

英彦山の家においては、実施した各事業の参加者に対するアンケート結果や活動内容の評価及び課題並びに全体を通しての評価、反省及び課題等について、「評価と反省」の冊子にしてまとめ、関係機関に配布されていた。また、「やまびこの杜」や平成13年度に実施された「山伏塾」については、詳細な事業報告書が作成されていた。その中で、国立オリンピック記念青少年総合センターが作成した「事業効果測定のための調査票とその利用法」を活用して、参加した子供に対するアンケート結果から、事業前後における子供の変容をデータ分析し、事業効果を測定しようとする取組がなされていた。

一方、玄海の家においては、「玄海！ハートtoハートキャンプ21」及び平成14年度に実施された「ワクワク・たいけんin大島」の事業について事業報告書が作成されるとともに、事業の記録、事業効果、課題等について整理されていたが、その事業効果の分析については、前述の「事業効果測定のための調査票とその利用法」に基づくものではなかった。

その他の事業については、一部は組織内部での報告書として「事業実施結果報告

書」が作成されていたものもあったが、その多くが事業報告書としてまとめられることなく、研修成果等に係る資料の蓄積が行われていなかった。

このため、主要な事業について、事業報告書を作成するなど研修成果等に係る資料の蓄積が行われるよう望まれる。

## 5 宿泊研修施設の利用促進

### (1) 啓発・P R活動の実施状況

#### ア 学校等関係機関

受入れ可能な事業について、英彦山の家では、8分野62の詳細な活動内容を紹介した「活動プログラム集」を、社教センターでは、28の屋外や屋内の活動内容を紹介した「活動展開資料」を、玄海の家では、3分野38の活動内容を紹介した「利用の手引き」を作成し、事業実施前年の10月に県立高校の4地区の校長会でリーフレットなどと共に配布し事業の説明を行うなど学校や青少年団体等の関係機関に対し施設利用の広報活動が行われていた。

なお、事業効果（評価）を記載した事業報告書等を活用するなど、さらなる関係機関への情報提供の充実が望まれる。

また、ふれあいの家では受入れ可能な事業の説明等の宣伝・広報は地元学校長会などにはなされていたが、今後は、学校はもとより関係団体等に対する説明会や資料の送付による積極的な周知・宣伝について検討する必要がある。

#### イ 市町村教育委員会

県内の多数の小中学校において、宿泊体験学習が実施されているところであるが、どの小中学校において宿泊体験学習が実施され、またどのような施設を宿泊体験施設として利用しているのかが、生涯学習課等において把握されていなかった。今後、未利用学校の把握を行い、施設利用の促進を図るためにも、市町村教育委員会を通じて利用実態調査を行うなど、効率的な事業の周知と働きかけが積極的に行われるよう望むものである。

#### ウ インターネット

社教センター内にサーバーが設置され、県立図書館や県立美術館等の社会教育施設が紹介された「福岡生涯学習ネットワーク」のホームページが開設されており、その中で英彦山の家や玄海の家もページも設けられ、利用案内や実施する研修の概要などの情報提供がなされている。

これらの情報は社教センターの職員により随時更新されている。

しかし、既の実施された研修等の成果や効果等の分析結果についての掲示がホームページになされていないため、青少年の保護者等に向けた情報が不足しているのではないかと思われる。

また、福岡県庁のホームページでは、社会教育施設の利用案内が掲示されているが、ふれあいの家については触れられておらず、リンクされている「福岡生涯

学習ネットワーク」と宿泊研修施設との関連が説明されていないため、利用希望者の情報検索が効率的になされない懸念がある。

なお、利用申請書のダウンロードサービスは、ふれあいの家も含めて行われていた。

さらに、社教センターから市町村の教育委員会等に対してメールマガジンが送信されているが、開始後間もないため送付先、情報量の拡充が今後とも必要な状況である。

このため、直接学校や利用者に向けて、研修活動内容を紹介した「活動プログラム集」等の提供などホームページとメールマガジンの相互連携による情報発信が望まれる。

#### エ その他の広報活動

英彦山の家及び玄海の家では、マスコミに対して積極的に働きかけ、テレビ放映や新聞等への掲載による広報を行っていた。

また、施設の活動を広く県民にPRするために、玄海の家では毎年誰でも参加できる「少年自然の家オープンデー」が、社教センターでは地域住民に施設を開放した「ゆず湯の会」などが開催されていた。

#### (2) 新たな利用者の開拓

玄海の家では、平成8年にスロープや身障者トイレの設置などバリアフリー化の取組が行われたことにより、養護学校や障がい者団体等の研修利用が増加している。このような現状から、他施設においても、バリアフリー化の進展により、養護学校や障がい者団体等の研修利用の拡大に向けた取組が期待される。

また、利用率の低い冬季における新たな利用者として、英彦山の家では、学習塾の受験前の合宿、武道の寒稽古等による利用、社教センターでは、企業研修の誘致が検討されているところであるが、さらに新たな冬季における研修プログラムを開発するなど一層の冬季の利用促進に向けた取組について検討する必要がある。

一方、ふれあいの家においては、地域で展開される高齢者の生涯学習における利用や幼稚園等で実施されている幼児の宿泊体験活動の場としての利用など、関係機関等との連携による行政活動の展開の場として利活用が望まれる。

#### (3) 国市町村施設との連携

ふれあいの家京築の周辺は、サッカー等のスポーツグラウンド、散歩道、ログハウスなどの諸施設が大平村によって整備され、相互に利便性の向上に資するような関係となっており、利用率が高い要因となっている。

また、研修事業では、玄海の家「ハートtoハートキャンプ21」事業で大島の各施設、国立諫早少年自然の家などと、また「トム・ソーヤー冒険隊」事業で国立夜須須高少年自然の家と連携した取組を、英彦山の家では、地元の英彦山地区の協力を得て空き家となっている民家を利用した「山伏塾」事業を行っている。



さらに、地元のエducational委員会と連携してセカンドスクール事業や通学合宿事業が英彦山の家や玄海の家で実施されている。

この外、英彦山の家、社教センター及び玄海の家と国立夜須高原少年自然の家に於いて、小中学校等の教育機関の利用に関し、研修日程調整などの連携が行われていた。

#### (4) NPO・ボランティアとの協働

英彦山の家、社教センター及び玄海の家では、社教センターで「若杉の会」としてボランティアの組織化が行われているように大学等のボランティアサークルや地元ボランティアとの組織的な協力体制が構築されている。

また、「学習ボランティア研修」等ボランティアの育成事業も行われており、研修終了者がボランティアとして研修活動に協力していた。

この外、英彦山の家においては、地元添田町や英彦山地区青壮年会等との「英彦山山開き運営委員会」設置や「英彦山地区交流会」の開催など、関係団体との交流や連携が図られていた。

さらに、玄海の家において大学のボランティアが企画主催した事業を積極的に受け入れるなどの連携が図られていた。

このような関係団体やボランティアとの協働は、研修活動の充実を図るためにも非常に重要であるため、なお一層の推進を望むものである。

### 第3 おわりに

豊かな自然環境の下で、野外活動や団体宿泊活動などの体験の場や機会を提供することは、青少年の健全育成のために非常に有意義であり、県における教育行政にとっても重要である。

今回監査を実施した宿泊研修施設のうち、行政が直接運営に積極的に関わっている英彦山の家、社教センター及び玄海の家3施設においては、概ね良好な管理及び運営がなされていると認められた。

しかしながら、ふれあいの家については、管理は概ね良好であったが、その運営に直接行政が関与してこなかったことから、行政活動の展開の場としての有効活用がなされていないかった。有効活用に向けて前述のとおり意見を述べてきたところであるが、今後、行政活動の展開の場としての活用が進まない場合においては、教育行政におけるふれあいの家のあり方について見直しを行う必要があるのではないかと思われる。

また、生活体験や自然体験を通して、青少年の「生きる力」をはぐくむため、玄海の家において、「玄海！ハートtoハートキャンプ21」が市町村事業のモデルとして実施されるなど、各施設において先駆的な研修プログラムの開発が行われているところである。こうした青少年の健全育成を目的とした研修プログラムの開発の充実強化がさらに進み、そのプログラムが教育現場において広く活用されることが期待される。

福岡県の未来を担う青少年の健全育成のための方策として、生活体験や自然体験学習等の需要が今後とも増加するものと思われることから、宿泊研修施設の管理及び運営について一層の充実が図られるよう望むものである。

**監査公表第35号**

知事部局の本庁、議会事務局及び各委員会（委員）事務局113機関について実施した定期監査結果の報告（平成16年9月22日16監第380号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月8日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

16保福第3036号  
平成17年3月22日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 矢野 毅 殿  
同 市村 昭三 殿  
同 入江 種文 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成16年9月22日付16監第380号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企画課	扶養手当で、扶養親族としての支給要件を満たしていないにもかかわらず認定していたため、197,784円（1件）が支給過となっている。	支給過分については、平成16年8月23日に全額返納処理を完了しました。 今後は、認定要件の確認に遺漏のないよう留意し、適正な事務処理に努めてまいります。
児童家庭課	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る貸付金償還金の収入未済額は、538,498,224円と多額であり、その収入率は48.18%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は9.30%と特に低率である。 また、貸付金償還金利子の収入未済額についても、7,810,025円と多額であり、その収入率は16.13%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は6.28%と特に低率である。 児童扶養手当返納金の収入未済額は212,021,796円と多額であり、その収入率は前年度に比べやや上昇しているものの11.80%と低率である。	母子寡婦福祉資金貸付金については、貸付申請時における無理のない償還計画の指導、口座振替による償還の指導を行うほか、滞納者に対する書面、電話及び訪問による償還指導を行うとともに、償還強化月間を設定し、指導の強化に努めてまいります。 児童扶養手当については、受付窓口である町村に対する指導強化等により、債権発生のもたれ防止を図ります。また、書面、訪問による償還指導を徹底し、債権回収の一層の強化に努めてまいります。
健康対策課	収入で、特定疾患医療費不正請求に伴う返還金の調定がなされていない。	平成16年7月16日に調定しました。 今後この様な事がないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

監査保護課	診療報酬不正請求に伴う返還金及び介護報酬不正請求に伴う返還金5,237,304円が収入未済となっている。	債務者が所在不明であり、連絡が取れない状況にあります。今後とも債務者の所在調査等を行い、債権回収に努めてまいります。
農業経済課	農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、105,351,175円と多額であり、その収入率は77.67%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は7.86%と特に低率である。	借受者及び連帯保証人への個別面談の機会を増やすなど、督促の強化により、収入未済の解消を図っております。また、各地域農業改良普及センターや農協等関係機関との連携を図り、経営状況の確な把握と延滞者に対する経営指導の強化により、延滞の未然防止に努めてまいります。
林政課	無許可の山林開発に係る行政代執行費用35,575,050円（1件）が収入未済となっている。	行政代執行費用に係る収入未済については、今後も引き続き債務者への費用の請求と財産調査を行い、債権の回収に努めてまいります。
住宅管理課	住宅管理特別会計に係る県営住宅使用料の収入未済額は、345,628,361円と多額であり、その収入率は94.23%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は26.49%と低率である。 住宅管理特別会計に係る年金住宅賃貸料の過年度分収入未済額は、339,088,805円と多額であり、その収入率は前年度に比べ低下しており、0.01%と特に低率である。	滞納の解消に向けて、口座振替の促進、職員による夜間督促並びに長期悪質滞納者や連帯保証人に対する明け渡し請求及び強制執行等の対策を強力に推進し、更に一層の収入率向上を図るため、口座振替の拡大、生活保護費からの直接支払いの全市拡大、退去滞納者に対する督促を強化します。 滞納の解消に向けて、滞納事業に対する個別訪問を実施し、当該事業者の経営及び資産状況を把握し、納入指導を行う等の対策を今後とも強力に推進してまいります。

16教財第694号

平成16年11月29日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
 同 矢野 毅 殿  
 同 市村 昭三 殿  
 同 入江 種文 殿

福岡県教育委員会教育長 森山 良一

## 監査の結果に係る措置について（通知）

平成16年9月22日付16監第380号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人権・同和教育課	地域改善対策奨学資金貸付金償還金の収入未済額は、790,256,904円と多額であり、その収入率は17.10%で前年度に比べ低下しており、過年度の収入率は0.78%と特に低率である。	地域改善対策奨学資金貸付金償還金については、滞納債権回収に向けた対策強化を検討するプロジェクトチームを設置し、有効な対策の策定を早急に進めており、これまで講じた措置に加えて、新たな手法を積極的に導入することにより、滞納債権の回収、新規滞納の発生防止に向けてなお一層の努力をして参ります。

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	同左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・3・23	2366	告 示	541	1	○		9・10		1 届出年月日 平成 <sup>○</sup> 17年2月25日	1 届出年月日 平成 <sup>●</sup> 16年2月25日